

# 日本の学校英語教育と言語政策の交わるところ

～異言語教育と媒介言語論の視点から言語的なく交響圏>と公共圏>を考える～

愛知県立高等学校 / 早稲田大学

岩村 博史

1. 目的 この報告の目的は、日本の学校教育における、外国語教育のひとつである英語教育の在り方を、日本の言語政策との関係から考察するものである。国民国家としての言語政策の一部に外国語教育(異言語教育)は位置付けられるが、外国語としての「英語」の教育政策の在り方は、国内の(異)言語政策及び、「国語」としての日本語政策と深く連動・関係していると考えられる。「ことばの教育」と「国民国家としての言語政策」の二つの方向性がどのような交わりの可能性を持つかを理論的に整理する中で、外国語として現実的に特に重要とされる「英語」と、言語政策として教育行政の中で施行される具体的な実践内容との関係をみつめたい。そこには「ことばの教育」としての「異言語教育」の意義と、異言語文化の間を媒介するための「媒介言語」の考え方が要請されると考えられる。そうした「異言語教育」と「媒介言語論」の視点を導入する背景には、日本という国民国家の中で、「言語的なく自由>と平等>をどのように調停するか」という理念が求められるべきだと考えるからである。日本の学校英語教育において、「ことばの<自由>と<平等>の視点を育てること」と「日本の国益の為に必要とする言語教育政策を実践すること」との交錯する中に「植民地主義に陥らない外国語教育の意義と方法」を理論的に模索する端緒を見出したい。

2. 方法 そこで現状分析として、学校英語教育における戦後のこれまでの一連の政策を検討し、外国語教育の目的と方法がどのように推移してきたか、また現在の学校英語教育が未来に志向する姿を明らかにする。次に、日本の言語政策の一環としての視座から、外国語教育の在り方を日本語教育との比較の中から検討する。戦後以降のこれまでの学校英語教育が、日本の(異)言語政策とどのような関係にあったのか、また(異)言語政策が英語教育に何をこれから求めようとしているのかを考察する。そして「日本の学校英語教育と言語政策の交わるところ」を、国民国家としての日本の<内側>へのまなざしと<外側>へのまなざしとの双方から考察したい。その際に、教育行政の拠り所となる「学習指導要領」及びそれに照応する形で展開されている「英語ができる日本人を養成するための行動計画・戦略構想」以後のいくつかのアクション・プランを軸にして、「媒介言語論の観点から見た英語教育」と「異言語教育論としての英語教育」の視座から分析を行う。それによって現行の英語教育が得るものと失うものとの両面を検討する。最後に、理論的な枠組みとして、自由な社会の構想のための「言語的なく交響圏・親密圏>と言語的なく公共圏・ルール圏>」の可能性を整理し、教育と言語政策が相互補完する地点について、ささやかな提言をしてみたい。

3. 結果・展望 分析の結果、第一次近似として、日本の学校教育は言語教育に於ける「多様性と平等性」を前提としながらも、結果として「二重の意味での<一言語主義>」へ反転してしまう危険性を孕んでいる。具体的な実践の場面では、外国語(英語)教育については、国際語としての<英語>一言語のみへの傾斜として現象し、また国語教育については、均質な現代日本語へと向かう「国語」の創出として現象している。そして日本の言語政策は、<内側>に向かっては伝統としての「国語」の創出・実践の強化、<外側>に向かっては国際語としての<英語>の運用能力の養成強化に志向している。「ことばの教育」として目指されるべきことは、自由と開放性である。それは「自由な社会」を構想する際に必要とされる、言語教育における「多様性と平等性」である。言語政策が国民国家を前提とする以上、「国語」としての言語の統合性や、<英語>としての言語の戦略性が介在することは、ある意味で不可避なことではあろう。しかし「ことばの教育」が言語的な「交響圏・親密圏」とそれらを結ぶ「公共圏・ルール圏」から重層的に構成されていることを扱わずして、豊かな国民国家の成立はありえない。学校教育に於ける「ことばの教育」には、国民国家としての日本の<内側>にも、またその<外側>にも、多様性が存在し、平等性が要請されてもいるのだということを学べる豊かさを確保したい。そのための提言をいくつか行いたい。それが「植民地主義に陥らない外国語教育の意義と方法」に繋がると考えられる。

キーワード：媒介言語論 異言語教育 言語的なく交響圏>公共圏> 言語権 社会哲学の三幅対